

会 議 録

会 議 名	令和５年度第２回野田市環境審議会
議 題	野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の改正について（諮問）
日 時	令和５年９月１９日（火） （書面による審議を行った日）
書面による審議を行った委員の氏名	委 員 長 横田匡紀 副委員長 香西陽一郎 委 員 浅野幸男 近藤美則 岩槻秀明 門倉正樹 島田ゆかり 中川喜美子 矢口勇二 田中智浩 石原和子 井上勉 渋江隆雄 笹木勝利
議 事	令和５年度第２回野田市環境審議会の開催は、書面による審議としました。 ・ 発 送 日 令和５年９月５日 ・ 回答締切日 令和５年９月１９日（同日取りまとめ） ・ 審 議 結 果 以下のとおり 議案 野田市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の改正について（諮問） 諮問及び説明を受け、審議する。 横田委員 条例の趣旨、内容は理解できるので、改正に異議はありません。ただ、環境政策のすう勢として、パリ協定に示される脱炭素社会の構築に向けて再生可能エネルギーの推進が求められています。条例の改正が再生可能エネルギーの推進を妨げるとの誤解を与えないように留意する必要があります。 例えば、条例案を見ると名称が「規制」となっていますが、再生可能エネルギー推進に逆行する印象を与えてしまうので、わざわざ変更しなくてもいいのではないのでしょうか。許可制にするというのであれば、名称を「許可」としてもいいのではな

いでしょうか。また第1条の目的は変更していないので、わざわざ名称を変更しなくてもいいのではないのでしょうか。

事務局

「条例の改正が再生可能エネルギーの推進を妨げるとの誤解を与えないように留意する必要がある」との御意見に対して、パブリック・コメント手続における改正の主旨に、「ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、」を追加して対応させていただきました。

条例の主旨は変更していませんが、不適切な事業を行おうとする者に対してけん制となるよう、厳格な名称として案のとおりに変更させていただきたいと考えております。

岩槻委員

市内の現状を鑑みて規制強化には賛成です。条例案では規制が大幅に強化されており、これが「きちんと運用」されれば乱開発への抑止効果はかなり大きいものと考えます。

第11条の許可基準で、希少種への配慮（一つの目安として、環境省VU以上、県Cランク以上）という視点を取り入れることについて検討していただければと思います。

事務局

施行の上は、適切な運用に努めます。

環境省から出されている「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」に希少種への配慮が示されていることから、事前相談の段階等で、これに基づき、環境への影響について調査するよう指導します。

香西委員

資料②の概要説明について、この文章を読むと太陽光発電設

備の設置が環境に悪影響を及ぼすと短絡的に誤解してしまう可能性もなくはないと思います。地球温暖化防止・温室効果ガス排出削減のために再生可能エネルギーとしての太陽光発電設備を設置することは、地球環境保護の面でゼロカーボンシティの推進にも資するものであります。問題なのは、不適切な設置や無責任な管理であると考えます。そこで、「ゼロカーボンシティを推進する野田市としては太陽光発電設備によるCO₂削減というスキーム自体を否定するものではなく、より地域の市民生活と調和をとり、トラブルを未然に防止し、適切な設置並びに運用管理を進めるために条例を改正するのものです」といった類の文言を入れておくことが望ましいと考えます。

事務局

パブリック・コメント手続における改正の主旨の内容について、「資料では太陽光発電設備が地球温暖化防止等、地球環境保護、ゼロカーボンシティの推進に資するものであり、問題となっているのは不適切な設置や無責任な管理であるにもかかわらず、設置そのものが環境に悪影響を及ぼすと誤解される可能性がある」との御意見に対し、「ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、」を追加して対応させていただきました。

渋江委員

この条例の対象には「自分の土地に10KW以上の設備を設ける人」も対象になりますか。

事務局

自分の土地であっても、野立てで太陽光発電設備を設置する場合は対象となります。ただし、建築物の屋根若しくは屋上又は壁などに設置する場合は、対象外となります。

渋江委員

第9条 市と事前協議終了したものは、違法性なし、市としては許可するという判断が出たものと理解します。その後事業者が住民説明で、住民の申出を協議するとありますが、この協議は「合意」に至る必要がありますか。合意に至らない場合、既に市としては違法性なしと判断している以上、住民の意見は「聞き置く」だけでしょうか。

事務局

事前協議については、条例の許可基準に従っていない内容で住民説明会を行わせないため、説明会の前に形式的に許可基準と照らし合わせ確認するために行うものです。その後住民説明会等において地域住民等から申出のあった意見を踏まえ、正式な許可申請手続を行うため、申請時に意見が反映されているかなど、十分に協議を行い、理解を得るよう指導することで、意見を聞き置くだけにならないよう対応してまいります。

渋江委員

「第20条 事業者には相続・事業譲渡に関しても、事業の地位を継承した者は条例の規定による地位を継承する」とありますが、土地所有者が相続・譲渡した場合の継承についても記載すべきと思料します。

事務局

この条例では、本条例の規定により得た許可及び付された義務等について、売買等の譲渡では承継せず、新たに事業を行う者が再度許可を受ける必要があることとしているところ、例外的に相続等に限って譲渡者が受けた許可等の地位の承継を認めるため本条を設けています。土地所有者については、相続等により所有権を得た段階で、当該土地の所有者となるため、規定を追加しなくても土地所有者の責務等を課すことが可能であると考えております。

	渋江委員 第24条 第6条「土地所有者等の責務」に、当該事業者が必要な措置を講じないときは土地所有者が措置を講ずる義務があるとしていますが、その具体的なガイドラインを記載した第24条には土地所有者も記載すべきと思料します。 事務局 御指摘のとおり、廃棄は基本的に事業者の義務になりますが、事業者が廃棄をせずに放置した場合等は土地所有者が行うことが想定され、また、ほかにも事業者が廃棄物事業者に委託する場合もあるため、廃棄行為に対する義務付けの規定に修正しました（誰が廃棄する場合であっても、廃棄するときにはこの規定が適用されます。）。 なお、発電事業を開始する前に事業の中止となる可能性もあるため、抑制区域において使用を予定した太陽光発電設備についても規定に加えました。 笹木委員 2の（3）適用範囲の拡大適用範囲の拡大を30kwから10kwまでとしました。30kwと同様の届出が必要になりますと明確に記載してください。 事務局 審議会用資料の訂正意見のため、今後の資料作成の参考とさせていただきます。 笹木委員 2の（4）土地所有者の責務の規定（改正の方針）3行目の不適切な事業者に対し土地を使用させないことを責務として規定します。不適切な事業者とはどのような事業者か土地所有者が理解できるように、分かりやすく説明してください。 事務局
--	---

	不適切な事業者については、以下のようなものを想定しています。 ・ 本条例による許可を受けずに太陽光事業を実施する者 ・ 本条例の許可を受けたが、許可を受けた内容と異なる方法で太陽光事業を実施する者 ・ 事業区域の管理を適切に行わない者 ・ 事業終了後に設備の除却を行わない恐れのあるもの。また、除却した設備を適切に処分しない恐れのある者 ・ その他、太陽光事業の実施に当たり、近隣住民と良好な関係を維持することができない恐れのある者 土地所有者等には上記に当てはまるような事業者でないことを、自ら確認し、少しでも当てはまるところがあるようであれば使用させないようにする義務があることを規定しています。 笹木委員 現在、野田市内における太陽光発電事業に伴い市民から、どのような問題や課題が出ているのか時系列に整理し資料に添付してください。 事務局 パブリック・コメント手続における改正の主旨において、市の把握している問題や課題を記載させていただいておりますので、こちらで対応させていただきました。 近藤委員 土地所有者の責務として、廃止後の設備除却についてはあるが、発電事業中の敷地管理についても規定した方が良いのではないのでしょうか。 事務局 事業者が維持管理をしない場合は、事業を中止させ、それでも適切な措置を講じないときは、本条例第6条第2項の規定により土地所有者が「太陽光発電設備の除却その他必要な措置を
--	---

講ずる責務を有する」こととなります。

近藤委員

土地所有者は高齢の場合も多く、市役所に来ることが困難な場合もあるため、事前相談や事前協議の参加等について代理人等でも対応できるようにした方が良いのではないのでしょうか。

事務局

御指摘のとおり、土地所有者が市役所を訪問することが困難な場合も想定されますが、事前相談等においては土地所有者本人に対して直接責務の内容を説明し、理解しているか確認することが重要であると考えており、また、代理人となった者によっては、土地所有者に不利益な状況を生じかねないことから代理人の規定を設けることはせず、必要に応じて職員から訪問するなどの対応を行いたいと考えております。

近藤委員

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「FIT法」という。）に関連して、他の法令の違反等があった場合は、FIT法の認定が解除されるとのことだが、国の対応はどの程度かかるのか。

事務局

令和5年4月のFIT法改正（令和6年1月施行）により、認定事業者がFIT法第10条の3に規定する義務に違反していると認められた場合は、固定価格買取制度（FIT制度）による支援に該当する金額の支払を留保し、当該金額について積み立てることが命ぜられるため、事業者には特定契約等により上乗せされている金額を取得することができなくなります。このため、市からの通知からそれほどの期間を経ずに対応が可能と考えられます。

横田委員

できれば条例の文面の中に、「災害の防止、良好な生活環境の維持並びに豊かな自然環境及び魅力ある景観の保全と再生可能エネルギーの推進との両立」といった文面を入れ、条例の改正は再生可能エネルギー推進を妨げるものではない旨を示すことができればいいのではないのでしょうか。条例案の文面を変えることしないまでも、再生可能エネルギー推進と矛盾するものではないこと、再生可能エネルギーを推進する上で不適切な事業者は規制しなければならないこと、脱炭素社会の推進に向けてしっかりと取り組んでいくことが伝わるように丁寧な説明が必要となるものと思われます。

事務局

「条例の改正は再生可能エネルギー推進を妨げるものではなく、矛盾するものではないこと、また、再生可能エネルギーを推進する上で不適切な事業者は規制しなければならないこと等について説明が必要」との御意見に対し、「ゼロカーボンシティを推進する市としては、二酸化炭素削減に向けた取組として太陽光発電設備を使用した再生可能エネルギーの導入を否定するものではありませんが、地域住民等の生活との調和を図り、トラブルを未然に防止するため、」をパブリック・コメント手続の資料に追加して対応しました。

岩槻委員

農地（田畑）の太陽光発電設備への転用抑止策についても、今後の課題として検討が必要だと思います。農地は食糧生産拠点として重要であるものの、年々その面積が減少しており、太陽光発電設備への転用もそれに拍車をかけていると考えられるためです。太陽光発電設備への転用を減らすためにも、きちんと次世代へ引き継げる仕組みを構築していく必要があるのではないかと思います。

事務局

その他意見として参考とさせていただきます。（農政課に情

	報提供しました。)	以上
--	-----------	----